

労働者派遣に関する情報提供

当事業所における直近の事業年度(令和6年7月1日～令和7年6月30日)における労働者派遣に関する情報は以下の通りとなります。

1. 派遣労働者の数 1日平均 0名 (総数平均 0名)
2. 派遣先の数 事業年度当り1事業所(労使協定締結による派遣)
3. マージン率 20.7%
4. 教育訓練
 - ①新規採用者に対する安全教育 ②製品知識に関する教育
 - ③情報セキュリティに関する教育 ④CSRに関する教育
5. 派遣料金の平均額
1日8時間 14,936円 (2024年実績)
6. 派遣労働者への平均額
1日8時間 11,848円 (2024年実績)
7. その他
 - A. 当社は個人の適性を確認し、配属先を決定 致します
 - B. 当社は請負工程及び自社製造部門が御座います。
部署異動等含め、ご相談下さい。

・会社運営費(マージン率に含まれる費用)

- 1.社会保険料事業主負担分
健康保険料/厚生年金料/介護保険料/雇用保険料/労災保険料他
- 2.宣伝広告費
派遣労働者募集に係る求人媒体費(求人誌等)
- 3.就業管理費用
派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練/派遣先紹介/事務管理費等)
- 4.教育研修費
資格取得や技能講習、外部研修会等の補助、支援に充当した費用
- 5.営業費用
営業スタッフの人件費及び活動費、法定手続き費用、事務所費、通信費等
- 6.営業利益
労働者派遣の料金から労働者の賃金と会社経営費を差し引いた利益

株式会社 ライジング

〒893-0016

鹿児島県鹿屋市白崎町5番5号2階4号室

Tel 0994-40-7361

届出番号 派46-300047

キャリア形成を念頭に置いた事務手引

(株)ライジング

1 派遣労働者対応

1-1 派遣労働者に対する相談

- 1-1-1 派遣労働者との相談はプライバシーに配慮する。
- 1-1-2 派遣労働者自身から、将来どのようなキャリアを歩みたいかの希望を聴取する。
- 1-1-3 派遣労働者に対し、これまでの経歴を踏まえたキャリアパスの選択肢を示す。
- 1-1-4 派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢に係る派遣労働の多寡等の労働市場の動向についても情報提供する。

1-2 派遣労働者への紹介

- 1-2-1 希望する条件に合致する派遣労働があった場合は、派遣労働者に提示する。
- 1-2-2 上記の際、可能な限り派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。

2 派遣先への対応

2-1 派遣先の開拓

- 2-1-1 派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客は定期的に訪問を実施し派遣受入れの希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。
- 2-1-2 開拓にあたっては、当社に所属する派遣労働者の特徴及び成果、スキルについてアピールする。

2-2 派遣受け入れ希望の受付

- 2-2-1 派遣受け入れ希望の受付にあたっては、その内容が真実であること、法令違反がないことについて予め確認を行う。

2-3 派遣受け入れ条件の見直し

- 2-3-1 派遣受け入れ条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には派遣受け入れ条件の見直し等について相談を行うこと。

3 中長期的な観点からの派遣先提供

3-1 派遣契約からの直接雇用

- 3-1-1 派遣先提供、派遣受け入れ希望の受付については、派遣労働者の雇用安定を念頭に中長期的な就労や経験を積めるよう留意する。
- 3-1-2 労働者の派遣先提供にあたり、可能な限り派遣先への直接雇用へ移行出来るよう関連する情報を積極的に提示する。
- 3-1-3 新規派遣受け入れ希望の受付にあたっては、出来る限り直接雇用に移行を考慮した受入条件の提示を実施する。
- 3-1-4 該当派遣先を提供する派遣労働者のキャリア形成にあつては、リーダー研修やマネジメント講習を含む、上位職への移行を視野に入れた教育訓練を含みキャリアパスを提示するよう努める。

派遣労働者のキャリアアップ及び雇用安定処置に関する規定

(株)ライジング

第1章 【労働者派遣のキャリア形成の支援に関する規定】

- 第1条 派遣労働者のキャリア形成の為の教育を実施する。
- 第2条 教育訓練受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うものとする。
- 第3条 従業員が教育訓練で生じた費用は原則無償とする。

第2章 【派遣労働者の雇用安定処置】

- 第1条 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないものとする。
- 第2条 有期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、派遣契約の終了のみを理由として解雇しないものとする。
- 第3条 無期雇用派遣労働者及び有期雇用派遣労働者が、労働雇用契約期間内に労働者派遣契約が終了した者については、速やかに別の派遣先に派遣させるよう努力する。但し、次の派遣先が見つけれない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合は、労働基準法第26条に基づく手当を支払うものとする。

付則

本規定は、平成29年1月1日より実施する。